

平成29年3月(当初)

地域住宅計画(神奈川県地域 第3期)

かながわけん、よこすかし、ひらつかし、かまくらし、ふじさわし、おだわらし、ちがさきし、茅ヶ崎市、逗子市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、ちがさきし、みなみあしからし、あやせし
神奈川県、横須賀市、平塚市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、
三浦市、秦野市、あつぎし、さむかわまち、おおいそまち、にのみやまち、なかいまち、おおいまち、まつだまち
市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成
町、箱根町、真鶴町、愛川町、湯河原町、清川村

地域住宅計画

計画の名称	地域住宅計画（神奈川県地域第3期）		
都道府県名	神奈川県	作成主体名	神奈川県及び横須賀市等30市町村
計画期間	平成29年度	～	33年度

地域の住室政策の経緯及びひらめき

当該地域には関東平野の南西部に位置し、戦後、人口や産業の急速な集積を受けて、既成市街地の外延化、鉄道沿線の大規模な開発により、丘陵部の農地・山林が宅地化された。その後、結果、県の東部から中央部にかけて市町の区域を越えて、市町への転換がうたわれた中で「良好な生息環境の確保」を政策目標に掲げ、施策展開を図った。

現在は、2,416平方キロメートルの地域に約913万人が生活している。平成25年住宅・土地統計調査によると、地域の住宅総数は約435万1千戸で、世帯数約387万2千戸を上回っている。また、80万3千戸が昭和56年より前に建設された주택であり、未満世帯の割合を見ると8.8%と全国平均の7.1%を上回る。一方、住宅のセーフティネットとなる公営住宅等による更新が必要となる多くの住宅が昭和40年代以前に建設されたものであり、その多くが昭和40年

卷之三

卷之三

3. 計画の目標

『人生100歳時代に向けて、全ての県民が、安心して、安全で良質な住宅に住み、ともに支えあいながら、魅力あふれ、質の高い住生活が送れる住まいづくりの実現』

目標1 若年・子育て世帯などが安心して暮らせる住生活の実現、目標2 高齢者の多様な住生活の実現、目標3 住宅確保要配慮者の居住の安定確保、目標4 住宅の資産価値が低下しないしくみについてのムーブメントの創出、安全で良質な住宅用の促销、目標5 安全で良質な住宅ストックの形成と有効活用、目標6 空き家の魅力の適切な管理と利活用の促進、目標7 住生活に関連した地域経済の活性化、目標8 まち・住宅の魅力の維持・向上と大規模災害への備え、目標9 多様で多様な神奈川の魅力を活かした住生活の実現

4. 目標を定量化する指標等

指標	単位	定義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
長寿命化計画の計画最終年度における達成率 子育て世帯率	%	(長寿命化計画に位置付けられた改修実施戸数)/(長寿命化計画に位置付けられた改修予定戸数)	0%	H29 (年度当初)	100%	H33
高齢者や障害者等に配慮した住宅の整備率	%	高齢者の居住する住宅における、2箇所以上の手すり設置、又は屋内の段差解消のいずれかを実施した住宅ストックの割合(住宅土地統計調査)	30.9%	H25	38.9%	H33
地震に強い住宅の割合	%	住宅ストック全体のうち、新耐震性を有する住宅ストックの比率(同程度の耐震性を有する住宅ストックの比率)と同程度の耐震性を有する住宅ストックの比率(住宅・土地統計調査)	89.0%	H25	46.4%	H33
地域住民の視点に立った住宅政策を地域の実情に応じて総合的に推進するための体制づくりの県域での対応状況(補足的指標とする。)	団体	市町村民マスターPLAN等を定めた市町村数	6団体	H29 (年度当初)	9団体	H33
空き家の適切な管理と利活用の促進及び空き家化の予防のための総合的な施策が展開されるための体制づくりの県域での対応状況(補足的指標とする。)	団体	空き家対策計画を策定した市町村数	7団体	H29 (年度当初)	19団体	H33
多様化する低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育てるための体制づくりの県域での対応状況(補足的指標とする。)	団体	居住支援体制を整備している市町村数	7団体	H29 (年度当初)	14団体	H33
PPP/PFI等を公営住宅等の建替えの際の手法として導入した団体数(により(補足的指標とする。))	団体	PPP/PFI等を公営住宅等の建替えの際の手法として導入した団体数(により(補足的指標とする。))	1団体	H29 (年度当初)	5団体	H33
住みよい感じている住民(補足的指標とする。)	%	県民ニーズ調査において、現在住んでいる地域が、「大変住みよい」、「どちらかといえば住みよい」と回答した比率	70.3%	H27	73.1%	H33

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するためには何が必要な事業等の概要

【公営住宅等】

- 地域における住宅セーフティネットの機能向上を図るため、公営住宅等の建替・買取・借上、新規供給を行う(用地取得も含む)とともに、既存公営住宅等の機能改善、環境改善及び不良住宅等の除却を行う。
- 公営住宅等に整備及び不管理するための台帳整備を行つ。
- 公営住宅長寿化計画(平成28年8月国土交通省)に基づく公営住宅長寿化計画の改訂を行う。
- 公的賃貸住宅の居住者の居候負担を軽減するとともに、経営の安定化を図るために、家賃助成を行う。
- 公営住宅等を受けて用地を取得した団地の整備を行う。
- 公営住宅等を着工手 平成28年度完成予定(建設戸数60戸)平成30年度以降完成予定(建設戸数120戸)
- 公営住宅等を供給促進緊急助成事業 基本設計委託を進めます。(建設戸数70戸)
- 公営住宅等を着工手 平成27年度以降基本計画・基本設計要綱第4条第9号で規定する地域優良賃貸住宅の整備を促進すべき地域を松田町、山北町及び清川村地域とする。
- 地域優良賃貸住宅制度要綱第4条第9号で規定する公的賃貸住宅(100戸以上)については、原則として、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設を併設する。
- 公営住宅等の整備に際しては、PPP/PFI等の導入をはかる。

【住環境・まちづくり】
○良好な住環境を創出するため、生け垣設置に対する助成を行うとともに、幹線道路や市町村道等の整備、宅地内にある下水道整備を行う。また、地区計画の策定や指定道路図等の基礎調査を行う。

○地域の活性化や地域コミュニティの維持再生のため、空き家住宅・建築物の活用や、不良住宅等の除却を行う。
○地図第4章第11第2項(1)及び第2項(2)に定める不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の現況は、全戸数 196,300戸、空き家数 28,830戸、割合 14.7%を推進すべき区域を横須賀市内全域とする。

・同第2項(2)及び第3項(2)に定める不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除去に関する目標は各年度10件とする。
・同第2項(3)に定める不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の活用に関する目標は平成29年から各年度1件とする。

○環境に配慮した住宅の普及そのための助成を行う。

○地域への定住を促進するため、防犯対策設備等の整備、空き家の活用、移住体験施設の整備・運営支援、定住情報の提供、転入者等に対する助成等を行う。

○空き家の適正な管理、利活用の促進及び空き家化の予防のための事業を行う。

○市町村空き家等対策計画の策定のための調査等を行う。

○少子高齢化や空き家の発生によって活力が低下している住宅地において居住コミュニティの創出・再生をめざして、子どもから高齢者までの多世代が近くに住み、互いに支え合う「多世代居住のまちづくり」に向けた取組みや多世代居住を可能にするための補助等を行う。

【住情報・住宅相談】
○健全な住宅市場の形成及び民間住宅の有効活用を図るため、情報提供、マンション相談、リフォーム相談等を実施する。

【その他】

○勤労者等の住宅取得等の負担を軽減するため、住宅資金の利子補給を行う。
○居住コミュニティの形成や子育てを支援するため、コミュニティセンター及び子育て支援施設を整備する。
○市町村住宅マスタープラン(住生活基本計画)の策定のための調査等を行う。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内事業費
公営住宅等整備事業	神奈川県		5,763
公営住宅等ストック総合改善事業	神奈川県		8,455
改良住宅ストック総合改善事業	神奈川県		45
住宅地区改良事業等	横須賀市		8
住宅地区改良事業等	横須賀市		9
公営住宅等ストック総合改善事業	横須賀市		72
公営住宅等ストック総合改善事業	平塚市		608
公営住宅等ストック総合改善事業	藤沢市		414
公営住宅等ストック総合改善事業	小田原市		235
公営住宅等ストック総合改善事業	茅ヶ崎市		1,666
公営住宅等整備事業	茅ヶ崎市		34
公営住宅等ストック総合改善事業	逗子市		439
公営住宅等ストック総合改善事業	逗子市		52
公営住宅等整備事業	厚木市		1,211
公営住宅等ストック総合改善事業	大和市		49
公営住宅等ストック総合改善事業	伊勢原市		530
公営住宅等ストック総合改善事業	海老名市		11
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	海老名市		161
公営住宅等ストック総合改善事業	座間市		41
公営住宅等整備事業	座間市		1,309
公営住宅等ストック総合改善事業	葉山町		22
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	大磯町		30
公営住宅等ストック総合改善事業	中井町		6
公営住宅等ストック総合改善事業	山北町		40
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	山北町		25
公的賃貸住宅等ストック総合改善事業	湯河原町		34
住宅地区改良事業等	清川村		254
地域優良賃住宅整備事業	清川村		1
公的賃貸住宅家賃低廉化事業			1
社会資本整備総合交付金			2,524
公営住宅等整備事業	横須賀市		3,857
公営住宅等整備事業	鎌倉市		5,659
地域優良賃住宅整備事業	松田町		554
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	松田町		10
地域優良賃住宅整備事業	山北町		718
社会資本整備総合交付金(重点)			10,798
公営住宅等整備事業	神奈川県		3,346
地域居住機能再生推進事業			3,346
公営住宅等整備事業	神奈川県		3,209
改良住宅ストック総合改善事業	神奈川県		4,060
改良住宅ストック総合改善事業	神奈川県		43
公営住宅等ストック総合改善事業	横須賀市		4,516

住宅・建築物安全ストック形成事業	横須賀市	
改良住宅ストック総合改善事業	横須賀市	
公営住宅等ストック総合改善事業	平塚市	
住宅・建築物安全ストック形成事業	鎌倉市	
公営住宅等ストック総合改善事業	藤沢市	
公営住宅等ストック総合改善事業	小田原市	
公営住宅等ストック総合改善事業	厚木市	
公営住宅等ストック総合改善事業	大和市	
公営住宅等ストック総合改善事業	伊勢原市	
公営住宅等ストック総合改善事業	海老名市	
公営住宅等ストック総合改善事業	座間市	
住宅・建築物安全ストック形成事業	南足柄市	
住宅・建築物安全ストック形成事業	松田町	
公営住宅等ストック総合改善事業	愛川町	
住宅・建築物安全ストック形成事業		
防災・安全交付金		14,457
合計		39,327

提案事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
地域住宅政策推進事業	公営住宅等改善事業	神奈川県		13
地域住宅政策推進事業	公営住宅移転費助成事業	神奈川県		39
地域住宅政策推進事業	公営住宅等再生事業	神奈川県		184
地域住宅政策推進事業	多世代居住のまちづくりの普及啓発等	神奈川県		25
地域住宅政策推進事業	住生活総合調査の附帯調査等	神奈川県		7
地域住宅政策推進事業	マンション管理組合に対する支援	神奈川県		7
地域住宅政策推進事業	サービス付高齢者向け住宅登録促進事業	神奈川県		23
地域住宅政策推進事業	住まい探しナポーター活用事業	神奈川県		9
地域住宅政策推進事業	障害者向け住宅改良事業	神奈川県		162
地域住宅政策推進事業	マンション政策推進事業	神奈川県		3
地域住宅政策推進事業	高齢者居住安定事業	横須賀市		4
地域住宅政策推進事業	空き家解体費用助成事業	横須賀市		33
地域住宅政策推進事業	公営住宅移転費助成事業	横須賀市		20
地域住宅政策推進事業	公営住宅等除却事業	横須賀市		220
地域住宅政策推進事業	障害者向け住宅改良事業	横須賀市		54
地域住宅政策推進事業	公的賃貸住宅経営安定化事業	横須賀市		31
地域住宅政策推進事業	障がい者向け住宅改良事業	横須賀市		25
地域住宅政策推進事業	生け垣設置事業	平塚市		2
地域住宅政策推進事業	公営住宅等除却事業	平塚市		201
地域住宅政策推進事業	民間住宅活用推進事業	平塚市		103
地域住宅政策推進事業	あんしん賃貸支援事業	鎌倉市		2
地域住宅政策推進事業	防犯灯設置事業	藤沢市		33
地域住宅政策推進事業	高齢者居住安定事業	藤沢市		2
地域住宅政策推進事業	藤沢市住宅マスター・プラン策定の調査・分析事業	藤沢市		13
地域住宅政策推進事業	空き家利用支援初期整備助成事業	藤沢市		15
地域住宅政策推進事業	障がい者向け住宅改良事業	小田原市		11
地域住宅政策推進事業	公営住宅移転費助成事業	茅ヶ崎市		9
地域住宅政策推進事業	多世代共生住宅等拠点整備事業	茅ヶ崎市		782
地域住宅政策推進事業	公営住宅周辺道路等整備事業	逗子市		26
地域住宅政策推進事業	公営住宅等駐車場整備事業	逗子市		2
地域住宅政策推進事業	公営住宅移転費等助成事業	逗子市		23
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補給事業	逗子市		10
地域住宅政策推進事業	環境対策推進事業	逗子市		26
地域住宅政策推進事業	生け垣設置事業	逗子市		2
地域住宅政策推進事業	住宅基本計画策定の調査・分析事業	厚木市		6
地域住宅政策推進事業	老朽空き家解体工事補助事業	厚木市		25
地域住宅政策推進事業	日耐震改修空き家取得補助事業	厚木市		25
地域住宅政策推進事業	障害者向け住宅改良事業	大和市		23
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補給事業	大和市		2
地域住宅政策推進事業	あんしん賃貸支援事業	大和市		9
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補給事業	海老名市		18
地域住宅政策推進事業	公共下水道宅地内整備事業	海老名市		56
地域住宅政策推進事業	住宅改修助成事業	海老名市		9
地域住宅政策推進事業	公共下水道宅地内整備事業(市内全域)	座間市		13

地域住宅政策推進事業	防犯対策設備設置事業	座間市	
地域住宅政策推進事業	火災警報器更新事業	座間市	6
地域住宅政策推進事業	障害者向け住宅改良事業	綾瀬市	14
地域住宅政策推進事業	空家等対策計画の調査・分析事業	綾瀬市	7
地域住宅政策推進事業	在宅高齢者住宅改修事業	葉山町	3
地域住宅政策推進事業	住宅リワーム資金助成事業	葉山町	4
地域住宅政策推進事業	労働者住宅資金助成事業	塞川町	1
地域住宅政策推進事業	労働者個人住宅取得奨励事業	塞川町	75
地域住宅政策推進事業	住宅リワーム等建築工事推進助成事業	塞川町	8
地域住宅政策推進事業	同居・近居推進事業	二宮町	6
地域住宅政策推進事業	労働者住宅資金利子補給事業	二宮町	6
地域住宅政策推進事業	住家資金利子補給事業	中井町	2
地域住宅政策推進事業	定住促進空き家活用事業	中井町	10
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補助事業	大井町	7
地域住宅政策推進事業	公的賃貸住宅整備事業/篠場住宅/21戸	松田町	174
地域住宅政策推進事業	公的賃貸住宅賃低廉化事業/篠場住宅	松田町	16
地域住宅政策推進事業	公営住宅等除却事業	松田町	13
地域住宅政策推進事業	地域定住促進事業	山北町	15
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補給事業	山北町	8
地域住宅政策推進事業	公営住宅等除却事業	山北町	10
地域住宅政策推進事業	お試し住宅活用促進事業	山北町	5
地域住宅政策推進事業	山北駅北側元気づくりプラン推進事業	山北町	3
地域住宅政策推進事業	防犯対策設備設置事業	開成町	15
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補給事業	開成町	6
地域住宅政策推進事業	空家等対策計画調査・分析事業	箱根町	4
地域住宅政策推進事業	水洗便所改造等助成事業	湯河原町	3
地域住宅政策推進事業	町営丸山住宅解体事業	湯河原町	27
地域住宅政策推進事業	空き家解体費補助事業	愛川町	3
地域住宅政策推進事業	空き家改修費補助事業	愛川町	6
地域住宅政策推進事業	空き家取得費補助事業	愛川町	9
地域住宅政策推進事業	三世代同居のための住宅改修費補助事業	愛川町	6
地域住宅政策推進事業	三世代同居のための住宅取得費補助事業	愛川町	21
地域住宅政策推進事業	地域優良賃貸住宅整備事業(駐車場)	清川村	6
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補給事業	清川村	8
地域住宅政策推進事業	防犯灯設置事業	清川村	2
地域住宅政策推進事業	防犯対策設備設置事業	清川村	4
地域住宅政策推進事業	住宅取得奨励金交付事業	清川村	15
地域住宅政策推進事業	公的賃貸住宅賃低廉化事業/プレミール中根	清川村	1
社会資本整備総合交付金			2,877
地域住宅政策推進事業	PFI事業者選定アドバイザリー業務	横須賀市	25
地域住宅政策推進事業	公営住宅集約候補地調査事業	鎌倉市	2
地域住宅政策推進事業	公営住宅等除去事業	鎌倉市	215
地域住宅政策推進事業	移転費補償事業	鎌倉市	2
地域住宅政策推進事業	地域優良賃貸住宅整備事業(駐車場等)	山北町	50
地域住宅政策推進事業	地域優良賃貸住宅整備事業(駐車場)	松田町	9
地域住宅政策推進事業	公営住宅等除却事業	松田町	33
社会資本整備総合交付金(重点)			336

地域住宅政策推進事業	公営住宅移転費助成事業	神奈川県
地域住宅政策推進事業	ブロック塀改善事業	平塚市
地域住宅政策推進事業	ブロック塀改善事業	鎌倉市
防災 安全交付金		64
合計		2,935

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に賃する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に賃する事項

【配慮入居者】
1 給付次に該当するものうち、60万1千円（平成21年4月1日以後に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条に定める供給計画の変更を行つた特定優良賃貸住宅にあっては、48万7千円）を超える所得のある者
(1) 同居親族を有する者
(2) 法第6条第2項の事業の実施に伴い住宅の明渡しの請求を受けた者
(3) 災害により住宅に被害を受けた者
(4) 住宅の建替え、改修等のために一時的に住宅を必要とする者

2 上記(1)から(4)に該当する者で、一定の収入（平均月収額が入居しようとする住戸家賃の4倍を超える収入をいう。）があるにも関わらず、各種控除の結果、所得要件を下回る者

【賃貸に関する事項】
配慮入居者については、入居者募集のための措置を講じたにも関わらず、3ヶ月以上の空き家である住戸について賃貸する。この場合、認定事業者は当該事由を知事に届けなければならない。

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理に関する事項

1 公営住宅への入居機会を拡大するとともに、真に住宅に困窮する世帯を支援するため、期限付き入居制度を導入する。
2 神奈川県借上公共賃貸住宅についても、8で記載した「配慮入居者」（ただし、平成22年4月1日から適用する。）の入居について同様の措置を探る。
3 現に独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅（高齢者型）の整備が今後地域優良賃貸住宅（高齢者型）の供給を予定している区域に限る。）において、地域優良賃貸住宅（高齢者型）の整備が定めた供給計画に基づく地域優良賃貸住宅（子育て世帯型）を供給する。
4 県住宅供給公社相武台団地において、高齢者・子育て支援の複合施設整備を核とした団地活性化事業を行う。

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。